

平成25年5月13日

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

御中

「パブリックコメント（「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」について）」

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会（通称 NACS）

〒152-0031東京都目黒区中根2丁目13番18号

第百生命都立大学駅前ビル

電話03-3718-4678（代）fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

平成 24 年 8 月、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議を設置、審議を重ねられ、このほどこれまでの審議結果を中間的に取りまとめ「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」が公表されました。現在、この中間的とりまとめに対する意見が募集されています。多岐に亘る項目の中で、いくつかの項目について意見を述べさせていただきます。

【項番】

「第 2 今後の法曹人口の在り方」について

【意見】

「3000 人程度とする」との数値目標を撤廃することに賛成です。

【理由】

- (1) 弁護士の就職難等による OJT(On-The-Job Training 職場内訓練)不足から、実務経験・能力に欠ける弁護士が多数輩出することによる質の低下が懸念されています。つまり、国民生活における法曹需要に比して合格者数が多すぎるため既に弁護士過剰状態になりつつあるということに他なりません。
- (2) そもそも「3000 人程度」とする数値目標は、2004 年の制度改革において「今後法曹需要は量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」との見通しの下に設定されたものです。

しかし、問題解決の手段として司法の場の活用を好まない国民性もあり、法曹人口の量的拡大が求められている状況にはありません。

【項番】

「第3の1（1）プロセスとしての法曹養成制度」について

【意見】

法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すべきです。

【理由】

- (1) 法科大学院修了が司法試験受験資格要件となったことにより、志望者にとってはさらに経済的負担が増すこととなりました。大学から法科大学院の修了までの長きにわたる過重な経済的負担とそれに見合うリターンが期待できないことが、近年法曹志望者が激減している最大の要因です。法科大学院の定員割れも目に余るものがあります。このまま推移すれば、奨学金や貸与金返済のために金儲け優先の法曹が多数輩出することにもならず、質の低下が懸念されます。
- (2) 法科大学院制度の導入に当たっては、法曹需要の増加に合わせ、法科大学院修了者の7～8割が司法試験に合格できるとの見込みでした。その場合の大学院の適正数は20～30校程度と目されていましたが、実際には70校を超える大学院が乱立したことなどから司法試験合格率は低下し、法曹人口増加計画とともに当初の目論見は完全に崩れています。

【項番】

「第3の1（3）法曹養成課程における経済的支援」について

【意見】

司法修習生に対する貸与制を廃止し、給費制に戻すべきと思います。

【理由】

司法修習生は、司法試験に合格したことをもって一定期間「国に選抜・採用された者」であり、「国によって法曹として必要な教育を施される者」です。したがって修習生の社会的身分は、その期間中、国家公務員に準ずるものと解されます。しかも、その修習期間中にある個人としての自由が制限されること、すなわち権利・義務の関係において修習専念義務が課せられるようになっており、アルバイト等は禁止行為となっております。これは質の高い法曹を養成するためには当然のことと思われま。それら修習生に対する必要経費は国が支払うのが当然と考えます。

【項番】

「第3の3（1）受験回数制限」について

【意見】

司法試験受験回数制限を撤廃すべきです。

【理由】

現行制度において、法曹志望者が司法試験に3回失敗してもなお法曹を目指すには、再び法科大学院に入りなおさなければならず、さらに経済的負担を強いられることとなります。3回失敗した時点、もしくは5年が経過した時点で進路を変更し就職を希望しても、官民ともに年齢的なハンディーにより新学卒者に比べ極めて困難と聞きます。受験回数制限を撤廃し、志望者個人の意思と努力によって何回でも挑戦できる道を開いておくことが最良と考えます。

【項番】

「第3の3（3）予備試験制度」について

【意見】

予備試験制度の廃止や間口を狭めることには反対です。

【理由】

法科大学院の存在意義そのものが揺らいでいる中で、法科大学院未終了受験の道を閉ざしたり、狭めたりすることには反対です。今回の予備試験に多くの志望者がいたことから廃止には反対です。それだけのニーズがあると言うこと他なりません。司法試験受験資格要件としての法科大学院修了が廃止されれば、予備試験制度は不要となるので、それまでは間口を閉ざしたり、狭めたりすべきではないと思います。

【項番】

「第3の4（1）法科大学院教育との連携」について

【意見】

「理論と実践の統合」は司法修習において一元化すべきである。

【理由】

法科大学院制度創設の目的として「プロセスとしての法曹養成」、ならびに「理論と実践の統合」が掲げられていました。それらはいずれも法学部と法科大学院とに分けずとも司法修習で十分可能と思われれます。とくに学部における理論教育だけでなく実践面での教育が必要であるなら、それは法曹志望者全員を対象とする法科大学院でなければならないという積極的理由は

見当たりません。司法試験に合格していない方にまで、実践教育をする必要はないと思います。いわゆる「理論と実践の統合」は、司法試験合格者のみ対象となる司法修習において一元的に行うことが効果的・効率的と考えます。そのために、必要なら修習期間を延長するなどの措置についても検討すべきだと思います。

【項番】

「第3の4（1）法科大学院教育との連携」について

【意見】

「理論と実践の統合」は司法修習において一元化すべきである。

このご意見もごもっともだと思いますし、消費者団体としてのニーズが高い課題と思います。世の中の問題や事件の様相は日々変わっています。その変化に耐えうる力量が得られるしくみが、現在の法曹養成のシステムがあるのかどうか。ということです。

たとえば、一度、弁護士さんになった後は、何か、再教育のようなしくみはあるのでしょうか。

ないのであれば、そういう再教育の機能を法科大学院に求めても良いように思います。

以 上